



云ふことがあります、一定の取引分野と申しますのは、凡そ經濟的に見て獨占が成立つ場合に於ては、或種の物資であるとか、サービスであるとかの生産、供給に付きまして、全國的な場合、或は又一定地域の場合、或は又顧客の層に依つても成立つ譯であります、此の獨占が成立つか、成立たないかと云ふことは、一番大きな問題は、先づ輸入の可能性如何に係つて居ること思ひます、國內で獨占致しましても、外國からの競争で直ぐ崩れてしまふ場合には、獨占は成立しませぬ、それから又もう一つは、競争者が直ぐ出て来る、或は又代用品が直ぐ出て来るかどうかと云ふことにも係つて居る譯であります、さう致しまして、海外からの競争に依つても獨占がなか／＼壊れないと云ふことは、要するに或所で獨占とした場合に、例へば値段を釣上げて、獨占なければ獨占が成立たないかどうかと云ふことは、要するに或所で獨占したこと、從つて極く大量な、輸送費の掛かる荷物であるとか、或は又輸送のきがかない、腐り易い物等に獨占が成立つと思ひます、どちらにしても、此處に掲げてあるのは、或小さな所で、ちよつとばかり競争が制限されたと云ふことです、確かに競争者がもう途も出で来ない、競争者が居るには居るけれども、段々細々商品、或は又輸送なら輸送のサービスと云ふやうなものに付きまして、本當に競争者が居るには居るけれども、段々細々と云ふ程度にする、非常に

に程度の高いものを言つて居る譯であります、それから不當な取引制限と云ふのは、結果は同じことでありますて、唯さう云ふ力を蓄へる仕方が、私的獨占の方は、強いのが主になつてそれを抑へるのに反しまして、此の不當なる制限と云ふのは、所謂カルテルで、五軒なり十軒なりの業者が對等の意思で共同して生産を制限するとか、斯う云ふ式のことをやる譯であります、之に致しましても、價格を釣上げて、釣上げた價格を保つて居る、乃至生産制限をして、生産制限の結果が價格の釣上げに作用すると云ふ實力を持たなければならぬので、生産制限をしたけれども、得たりかしこしとよその者がどんく喰込んで云ふのでは駄目なんで、是も非常に程度の高いものが初めて問題になりますて、それから第五項であります、「不當な事業能力の較差」とは、事業者と競争者の事業能力の間に、著しい較差がある場合において、その事業者の優越した事業能力が、技術的理由により正當とされるものでなく、且つ、その較差が左の各號の一に掲げる事由により私的獨占を行うことができる程度であるものをいう。」

力の較差と申しますのは、世間で非常に誤解して居るやうであります、は關係方面とも、私共とも殆ど之の適用される場合ではないと云ふことに付て意見は一致して居ります、唯本法の建前として、是は矢張り入れるべきであると云ふ考へ方があります、それは要するに或事業者が非常に大きくて競争者との間に事業能力の著しい比較の差があると云ふ場合に、其の事業者の、大きい方の事業者の、優越した事業能が技術的理由に依つて正當とされるものであるならば、如何に大きくても宣しい譯であります、此の技術的理由に依り正當とされると申しますのは、一つは優秀な技術の故に、自然に本法の目的に適つて、競争に勝つて大きくなつたと云ふ場合が、技術的理由の一つであります、もう一つの理由は、凡そ鐵なら鐵の企業を經營致しますのに、能率的な經營をやる爲には、是位の企業ユニットは當然必要であると思はれる程度の大きさである場合は、技術的理由に依り正當とされる譯であります、斯う云ふ風な理由が兩方共ないと、而も其の較差が左の各號に掲げるやうな、具體的に非常に大きなものであつて、私的獨占を行ふことが出来る程度であるものならば、今の所まだ獨占價格を設定するとか何とか云ふやうな、公共の利益に反するやうなことをして居なくとも、危険であるから、適當な措置を執ると、斯う云ふ意味であります、で左の各號の中で一番芯に入るのは一號であります、外の事業者が新たに事業を起さうと思つても、もう追も其の事業分野では事業を起せないと云ふ程度に、其の大きいのが、もう八十九パーセントも抑へて居る、乃至

は其の事業に使ふ原材料を新規に事業を起して取得しようと思つても、逆も割込みが出来ないと云ふ程度になつて居る、斯う云ふ場合であります、従つて大體現在具體的な事例を考へて見ましても、大きな企業と云ふものは殆ど技術的な理由があつて、初めて大きくなつて居るのであります、若し考へ得るとするならば、具體的には思ひ當りませぬが、斯う云ふやうな場合は當て嵌まると思ひます、例へば無暗矢鱈に資本力を使ひまして、或種の事業の工場だとか何とか云ふやうなものをどん／＼買ふとか、或は合併してしまふとかしまして、それが技術的な発展を一つも圖らない、唯大きくて、危険なだけで、國民經濟的な利益がない、斯う云ふ場合に初めて後に出て参ります第八條と云ふので、其の一の營業をもつと能率の好いものにし得る、斯う云ふ風なことに相成る譯であります、それから次に「この法律において不公正な競争方法とは、左の各號の一に該當する競争手段をいう。」とあります、詳しい説明は省きますが、ボイコットであるとか、ダンピングであるとか、或は金を出して、其の時の條件として色々な制限をする、斯う云ふやうな式は要するに矢張り本法第一條の目的から見まして、不當な、詰りよそを壓倒するやうな手段として用ひられるものを謂ふ譯であります、第二章から實體的な内容に入ります、第三條に、「事業者は、私的獨占又は不當な取引制限をしてはならない。」斯う云ふことを謳ひまして、是が本體であります、後の規定は大體に於きまして、私的獨占又は不當な取引制限を取締る爲の補完的規定であると申して宜しいの

であります、第四條、第五條は「括して御説明申上げますが、是は現在出て居ります物資需給調整法、それから今まで出ました公團法の元になる考へ方であります、第四條は「事業者は、共同して左の各號の一に該當する行爲をしてはならない。」對價を決定したり、生産數量や販賣數量を制限したりすることであります、斯う云ふことはやるならば、國の法律に基いて、國家の命令に従つてやるべきものであつて、事業者が私的なニシシアティヴに依つて、やつてはならないのである、さう云ふことを許すのは弊害があるばかりである、斯う云ふ考へ方で禁じてある譯であります、之に裏腹としまして、然らば現在の危機を凌ぐ爲にどうするかと云ふ問題が、臨時物資需給調整法あたりで出て來て居る譯であります、勿論第二項にありますやうに、問題にならない程度のもの、詰り粗製濫造を防ぐ爲につまらない悪い材料を使はないと言ふやうなことを決めましたりするやうな問題に付ては、何も取締がある譯ではないのであります、第五條は、矢張り是は公團法の元になる規定でありますて、事業者が私的な資本に依つて統制會社のやうなものを作つて、それで一手買取等をやるのはいけない、斯う云ふものをやるには國家機關でやらなければならぬ、斯う云ふ建前で、是が出た爲に今迄の統制會社等と振替へて公團法を出した譯であります、第六條と申しますのは、先程讀上げましたディレクティブの一部に基きまして、昭和二十一年勅令第三十三號が出まして、その第三條に、將來斯う云ふことをやつてならないと云ふ規定がありまして、其の第三條をこち

らに移した譯であります、唯其の第三條の規定は非常に範圍が廣くて、生産に關する制限的な條項と云ふやうな式の言葉がづらつと並んで居りますので、之を第四條と平仄を合はせて限定的に致しました、唯勅令第三十三號と違つて居りますのは、勅令第三十三號は國際的協定又は國際的契約となつて居りますのですが、茲には國內の事業者相互が貿易に關して左の各號の一に該當する事項を内容とする協定若しくは契約をしてはならないと云ふ規定を入れたことでございます、ちよつと速記を止めて戴きたいのですが……。

○委員長(高柳賢三君) 速記を止め  
て……

〔速記中止〕

○委員長(高柳賢三君) 速記開始……

○政府委員(橋本龍伍君) それから第  
三章は、不當な事業能力の較差があつた場合にどうするかと云ふ問題でありまして、之に對しては營業設備をどうすると云ふ措置を命ずることが出來る、此の場合には、色々詳しく状況を調べなきやいかぬと云ふので二項に訓令的な規定が書いてあります、第四章は株式の保有等の問題であります、第九條に「持株会社は、これを設立してはならない。」斯う云ふことがはつきり誦はれて居ります、所謂財閥の再現を防ぐ意味に於ける形の上の最もはつきりした規定であります、此の「持株会社とは、株式(社員の持分を含む。以下同じ。)を所有することにより、他の会社の事業活動を支配することを主たる事業とする会社をいう。」とあります  
三井三菱の本社等も不動産等を大分持つて居りましたので、其の株式に依る

東巴中上

○委員長(高柳賢三君)、速記開始……  
○政府委員(橋本龍五君) それから第

○政府委員(橋本龍伍君) それから第三章は、不當な事業能力の較差があつた場合にどうするかと云ふ問題であり

まして、之に對しては營業設備をどうするか云ふ措置を命することが出來

る、此の場合には、色々詳しく状況を調べなきやいかぬと云ふので二項に訓読みに見合ひます、二つ三つ、専門言

令的な規定が書いてあります。第四章は株式の保有等の問題であります、第九条に「持株会社は、これを設立して

「大體は、一括料金で、お話を語り、  
はならない。」斯う云ふことがはつきり  
語られて居ります、所謂財閥の再現を、

防ぐ意味に於ける形の上で最もはつきりした規定であります、此の「持株

会社とは、株式（社員の持分を含む。以下同じ。）を所有することにより、他

の会社の事業活動を支配することを中心とする事業とする会社をいふ。」とあります  
が、主たる事業と致しましたのは、  
三井三菱の本社等も不動産等を大分持  
つて居りましたので、其の株式に依る

分配だけが専らでない、と云ふ意味で主たる事業と致しました、現實には其の境目の所の判断は矢張り公正取引委員會がすることになりますて、若し之に當嵌るとなれば公正正取引委員會で設立無効の訴が出来ることになつて居ります、それから第十條は一般の株式會社の事業補助の問題であります、是は先程申上げましたやうな次第であります、す、それで此の十條全體を通ずる考へ方を申上げたいと思います、是はアメリカ等に於きましても反トラスト法の表には、はつきり現はれて居りませぬが、大體此の頃は會社法の規定の中には反トラスト的見地の規定が大分入つて居ります、會社法は州法である爲で州に依つて若干の相違はあります、が、大體の州に於きましては、會社は會員の株を持つてはならない、一株も持てないと云ふ風に致して居るさうであります、金融機關の資金運用の場合の外は結局會社が會社の株を持つて云ふことは、本来の趣旨から申しまして、例へば、紡績會社と云ふのは紡績業を經營するのが目的であつて、其の紡績會社が資金の餘裕があつたからと云つて金屬の會社を持つて云ふことは、第一に紡績會社の經營的目的に反することである、從つてさう云ふやうなことを認めるに依つて段々ビラミット型なコンソールンが出來て來るので、會社が會社の株を持つて云ふことは嚴禁しなければならぬと云ふのが、大體ニューヨーク州あたりの會社法の建方の趣旨ださうであります、唯日本の範に亘つた譯であります、唯日本の現實の場合と致しましては、個人の投

資が癡達して居りませぬので、或程度會社の資本力を利用しないと、新事業等が起らぬと云ふので、此の二項、三項を認めることに致しました。其の趣旨は斯う云ふことであります、詰り全く縁もゆかりもない會社を持つて云ふことは、單なる資本的支配であります。が、其の親會社の事業を經營する上に於て、どうしても其の子會社の事業が必要であると云ふ關聯があることが、先づ第一に必要であります。例へば子會社から原材料の供給を受ける、或は又親會社の副産物を子會社が處理して居る、或は又親會社の特許權を使つて物を子會社が作つて居る、さう云ふ風な式の關聯のあることが、先づ必要であります。が、之が第二項の第一號と云ふ所に書いてある所であります。其の子會社が父孫を持つて居つては工合が悪いと云ふので、孫を持たないと云ふことが大事であります。苟も親會社の仕事をする爲に不可分の一體として必要な子會社であると云ふ考へ方を持つならば、それは寧ろ考へ方としては、親會社の本來一部であるべきものであつて、何等かの事情で別會社にした方が都合が好いと云ふ場合に、初めて起つて来る、従つて本來親會社の一部であるべきものであるのだから、其の子會社の株と云ふものは全株數を親會社が持つて居る場合でなければならぬと云ふのが、其の第二項の第二行目に「他の会社の株式の全部を所有することとなる場合において」とあります。只今申上げましたやうな次第で、親會社の仕事をする爲に是非必要な子會社であると云ふ譯でありますから、商事會社が子會社を持つて云ふことは許さないのであります。何となれば商事會社と

云ふのはよその製品を受け取つて賣る所なんありますから、商事會社が仕事をするのよその會社の製品を唯買へば宜いので、子會社を持たなければならぬと云ふ理由は起らない、斯う云ふ譯であります。

○委員長(高柳賢三君) 速記を止め  
て……

(速詔中止)

○委員長(高柳賢三君) 速記開始……

○政府委員(橋本龍伍君) 斯う云ふやうな譯でありますて、斯う云ふやうな條件が掲ひました上で、公正取引委員會の認可を申請して、公正取引委員會が公共の利益に反しないと云ふ時に、之を認可する譯であります、唯二項だけだと誠に窮屈なんであります、唯子會社の株式を全部を持つて居なくちやならぬと云ふ譯でありますから、之に關しましては日本の實情として個人投資が發達して居ない場合に、どうしても關係會社にでも株を持つて貰ふことの必要な場合があると云ふので、第三項を入れましたので、詰り外の例へば親會社になるものが商事會社でないか、或は一號、二號の條件が適つて居らぬと云ふ風なことがありますて、唯其の子會社の株を丸々持つことがない親會社に於きましては、此の第三項の一號から四號迄の條件に適へば宜しい、先づ子會社の資金を調達する爲に發行された株式であつて、取得の認可申請をする親會社の方で株を引受けける外に、事實上資本を取得することが困難である、且親會社でダンピング等で脅して子會社にならざるを得ないやうにした譯でない、公正競争方法に依るものでないと云ふ條件があつて、もう一つ第四號の條件があるのであり

ます、親會社が商事會社であることは  
いけないのであります。子會社とし  
て商事會社を持つと云ふことは宜い譯  
であります。それは生産會社が販賣部  
門を何等かの意味に於て別會社にする  
必要があると云ふ場合であります。今  
申しましたのは但書の方ですが、第四  
號の本文は、子會社、商事會社の場合  
ばかりでございませぬ、ちよつと直し  
ますが……唯子會社にする場合に、子  
會社の株式を全部持つて居る場合には  
問題はない譯でありますが、其の一部  
だけ或會社が持つと云ふことになります  
と、残りの一部を個人なり會社なり  
が持つて居る譯であります。其の残り  
の一部を競争關係にある會社が持つて  
居る場合には、其の残りの一部を持つ  
てはならない、詰り競争關係にある會  
社が共通の子會社を持つてはならない  
と云ふのが、此の本文であります。但  
し其の子會社が商事會社である場合に  
於ては、此の競争關係にある會社でな  
くても、苟くも會社が共通の子會社を  
持つてはならないので、残りの一部を  
持つて居るものは個人でなければなら  
ない、斯う云ふことになる譯であります  
す。第十二條に金融業を營む會社は、原  
則として資金運用の目的で持つたなら  
宜しい譯でありますが、「自己と競争関  
係にある同種の金融業」と申しますの  
が第一項でありまして、第二項は、此の  
資金運用の目的で持つ場合でも、一つ  
の會社に付て百分の五を超えて持つて  
はならない、斯う云ふことになつて居  
ります。但し金融業を營む會社で總資  
産が五百萬圓未満のものは、格別此の

制限がないと云ふことがあります、金融機關等で總資產が五百萬圓未満と云ふのは、無盡會社の小さなものしかございません、茲に一號、二號、三號と當然の例外を認めて置いた譯であります、第十二條に於ては、社債に付きましても餘り大きく一會社のものを纏めて持つと支配關係が起り易いので、一つの會社に付て資本金の二割五分以上に相當する金額の社債を持つてはならないと云ふことになつて居ります、第十三條は役員の兼任に關する規定でございます、此の役員と云ふのは何を指すものであるかと云ふことに付きましては、不公平競争の第六號と云ふ所に役員の定義が出て居ります、五頁の終りから三行目であります、「會社の役員（取締役、業務を執行する無限責任員若しくは監査役若しくはこれらに役員の定義が出て居ります、五頁の終りから三行目であります、「會社の役員（取締役、業務を執行する無限責任員若しくは監査役若しくはこれらに准ずる者、支那人又は本店若しくは支店の營業の主任者をいう。以下同じ。」）と斯うありまして、此の取締役と申しますのは、社長だとか、專務とか云ふもの、平取締役を含んだ商法理事とか云ふものであります、その對於する取締役の意味であります、それから「無限責任社員若しくは監査役」と來まして「若しくはこれらに準ずる者」と云ふのは、特殊會社の總裁とか云ふものであります、「支配者」と申しますのは、兩方共商法上認めたのは、從業員は、左の各號の一に該當する場合には、「他の會社の役員の地位を兼ねてはならない」、從業員を入れましたのは、從業員は、左の各號の一に該當する場合に、課長であるとか課長であるとか云ふものを三井物産等で部長であるとか云ふ小會社の役員にして居

者は矢張りいけないと云ふことであります、競争關係にある會社に兩方の役員になつちやいかぬ、それから「兩會社の何れか一方の役員の四分の一以上が兩會社以外の會社の役員の地位を占めてゐる場合」と云ふのは、役員の兼任の會社の役員の地位を占めてはならぬ形で次々に孫が出來て行くと云ふ形を防ぐ爲であります、第二項に會社の役員は、いかなる場合においても四以上するものであります、個人の持株保有を一般的に問題にして居る譯ではないであります、反トラストは當然一つの會社の、競争關係にある二以上の會社の株式を所有すると云ふ關係を取締つて居る譯であります、同じやうな意味に於て「會社の役員は、その會社と競争關係にある他の會社の株式を取得してはならない」と云ふことが書いてございます、第十五條には會社の合併に付きましては、是は公正取引委員會の認可を受けなければならぬ譯であります、其の認可の條件として一番重要なものは、此の合併に依つて較差が出来る、斯う云ふ場合であります、十六條は合併を取締つたと同じ意味に於て營業を譲受けるとか、賃借を認可制度にして居ります、第五章の不公正な競争方法、此の不公平な競争がある場合には差正命令がある場合には差止命令が出来ると云ふことになつて居ります、第六章の適用除外に付であります、此の適用除外の中にはつきり書きませぬでしたが、國營、公營の獨占的事業と申しますのは、皆それ／＼

の根據法がございまして、其の議會を  
通つた根據法に従つて適法のものであ  
りますので、それを本法に於て違法と  
するのは建方として面白くありませんので、  
本法は私的獨占を取締るので、國營、公營の獨占的事業と全然問題外  
であると云ふことに致しました、此の  
國營、公營の獨占的事業に付きまして  
は、本法の趣旨で考へなければならぬ  
場合がありますが、それを寧ろ立法其  
のものの調整として考へるべきである  
と考へて居ります、唯國營、公營以外  
でも、私營の色々な事業に付きまして  
獨占に付て、第二十二條で適用を除外  
すると云ふことが規定されて居ります  
す、又第二十二條で例へば保険業法等  
に於て、保険業者が利率に付ての協定  
が出来ると云ふやうな規定の適要を除  
外しなければならないので除いてござ  
います、唯此の色々な事業法に付ては  
尙考へなければなりませんので、各方  
面とも打合せて次の議會に法律として  
出すことになつて居ります、それから  
第二十三條には特許關係は一つの獨占  
權でありますか、此の適法と認められ  
る行爲は是が適用をしないと云ふこと  
になつて居ります、唯之に關しまして  
問題になりますのは、現在の所では特  
許權を持つて居る者は特許權の保護を  
受けるが、苟も適當な料金を拂ふと云  
ふ者があれば、實施權と云ふものは誰  
にも附與しなければならないと斯う云  
ふ規定を本法の中に入れるべきである  
と云ふ意見が途中出ましたけれども、  
私は寧ろ今のは特許法の方で考へるべ  
きだと云ふのでは是から除きました、此  
の事に付きましては大いに考ふべき問  
題であることは確かであります、御  
手許に配りました、衆議院に於きます

附帶決議は此の兩者に付ての主法的調整を別に考ふべきである、斯う云ふ御意見も出ました、それから第二十四條に書きましたのは、是は農業協同組合の其他に非常に重要な規定であります。が「小規模の事業者又は消費者の相互扶助を目的とすること」協同組合は本法の適用を除外すると云ふ意味はどう云ふ意味であるかと申しますと、要するに協同組合全體乃至協同組合の聯合會を二つの事業體と見ると、従つて中法に依つて違法とされないと云ふ意味であります、是は商工業の小さなもの、農業の小さなものが適用がある譯であります、それから茲に書いてございませぬが、統制法規に關しましては、考へ方と致しましては恒久法規であるので、何れ本法の趣旨から言へば、危期が去つた時に除くべきで、統制關係の問題は寧ろ本法の中に入れないで、別の法律で統制法規を除外されたら宜しい、斯う云ふ考で別法律を次の議會で御願をしたいと思つて居ります、ちよつと速記を止めて戴きたいのですが……

の提出に依つて段々に事態が明かになつて行く、而して其の判例法も時の社會情勢、經濟情勢に依つて審る判断の結果と云ふものは變る場合が自然である場合にすらあると云ふ風な問題に付きましたは、普通の官廳では工合が悪いので、丁度一般の裁判所に於て判決を下す場合には、判事が合議體を作つて合議で判斷を致すと同じやうに、判断する公正取引委員會の委員が合議して決めて行く、斯う云ふ仕組に致しまして、其の事務局は普通の官廳のやうに同じやうに出来てある譯であります、是は餉く迄も行政官廳でありますけれども、内閣總理大臣の監督を受けて委員も其の事務局の職員も官吏であります、而して法律の運用自體に付きますては、獨立して其の職權を行ひますけれども、内閣總理大臣の監督を受けて居りますて、司直が働くと云ふやうなことがありますれば懲戒の處分を受けることがあります、では衆議院の同意を得て任命すると云ふことに相成つて居ります之に關しましては、第四十條によつては、公正取引委員會は斯う云ふ仕事をする關係上、調査其の他の權能は十分でなければならぬと云ふので、第四十條に規定がありますので、且又他の行政面なり、法律なりの問題に付きまして、色々な意見のある場合もありますので、用に關しては、議會で能く監督をする必要がありますので、且又他の行政面なり、法律なりの問題に付きまして、色々な規定がござります、尙本法の運用に關しては、議會で能く監督をする必要がありますので、國會に對して此の法律の施行の狀況を報告する、と云ふことと、第二項に矢張り内閣總理大臣を經由して必要な事項に關して意見を提出することが出来ると相成つて居ります、それから第二節に此の法律の



しては、衆議院の承認を経なければならぬと云ふことになつて居ります、十分其の點は嚴選したいと思つて居ります

○片岡直方君 それでは次に又簡単に伺ひますが、外國貿易の關係、先程御説明がありました、尙重ねて伺ひます

○片岡直方君 其の點が實は非常に心付きました、矢張り昨日も公團の時によつと御説明も伺つたのであります

が、公團が出来ても貿易公廳と云ふか、さう云ふものがあつたり、それから安定本部長官と云ふものが現在御ありであります、其の連繫關係と云ふものは一體どう云ふ風に……矢張り先程御話のやうに獨占禁止法と云ふものがあとに出来るから、之に依つて全部支配される、斯う云ふことになるのでござります

○政府委員(橋本龍伍君) 大體の考へ定本部長官と云ふものは一體ある譯あるし、公正取引委員の四つがある譯です、其の連繫關係と云ふものは一體どう云ふ風に……矢張り先程御話のやうに獨占禁止法と云ふものがあとに出来るから、之に依つて全部支配される、斯う云ふことになるのでござります

○政府委員(橋本龍伍君) 尚重ねて伺ひます、尙重ねて伺ひます、尙重ねて伺ひます

○片岡直方君 其の點が實は非常に心付きました、矢張り昨日も公團の時にちよつと御説明も伺つたのであります

が、公團が出来ても貿易公廳と云ふか、さう云ふものがあつたり、それから安定本部長官と云ふものが現在御ありであります、其の連繫關係と云ふものは一體どう云ふ風に……矢張り先程御話のやうに獨占禁止法と云ふものがあとに出来るから、之に依つて全部支配される、斯う云ふことになるのでござります

○政府委員(橋本龍伍君) 大體の考へ定本部長官と云ふものは一體ある譯あるし、公正取引委員の四つがある譯です、其の連繫關係と云ふものは一體どう云ふ風に……矢張り先程御話のやうに獨占禁止法と云ふものがあとに出来るから、之に依つて全部支配される、斯う云ふことになるのでござります

○政府委員(橋本龍伍君) 尚重ねて伺ひます、尙重ねて伺ひます、尙重ねて伺ひます

○片岡直方君 其の點が實は非常に心付きました、矢張り昨日も公團の時にちよつと御説明も伺つたのであります

が、公團が出来ても貿易公廳と云ふか、さう云ふものがあつたり、それから安定本部長官と云ふものが現在御ありであります、其の連繫關係と云ふものは一體どう云ふ風に……矢張り先程御話のやうに獨占禁止法と云ふものがあとに出来るから、之に依つて全部支配される、斯う云ふことになるのでござります

○政府委員(橋本龍伍君) 尚重ねて伺ひます、尙重ねて伺ひます、尙重ねて伺ひます

○片岡直方君 其の點が實は非常に心付きました、矢張り昨日も公團の時にちよつと御説明も伺つたのであります

が、公團が出来ても貿易公廳と云ふか、さう云ふものがあつたり、それから安定本部長官と云ふものが現在御ありであります、其の連繫關係と云ふものは一體どう云ふ風に……矢張り先程御話のやうに獨占禁止法と云ふものがあとに出来るから、之に依つて全部支配される、斯う云ふことになるのでござります

○片岡直方君 それでは次に又簡単に

其の他に付きましては、調整は餘程う

まく取つて行かなければならぬものと考へて居りまして、是は尙十分検討

を致したいと考へます

○片岡直君 其の點が實は非常に心付ひました、出発だけ是は特に御考慮願ひたいと思ひます、それから次に十條の二項であります、十條の第二項に於て斯う云ふことを書いてあります

が、「原材料、半製品、部分品、廢物若しくは事業活動に必要な物資その他の經濟上の利益(資金を除く。)の供給について」と斯うあります、此の供給に云ふ意味が能く分りませぬ、此の供給と云ふ意味は、供給を與へるのであるか、供給を受けるのであるか、或は兩方でありますか、之を御説明願ひます

○政府委員(橋本龍伍君) は從業員はビーの會社の役員をすることは出來ない、二の場合に付きまして

○片岡直君 是は非常に不合理であります、ビーの役員又はエーの役員又はエイの會社か又はビーの會社かど

つちか一方の役員の四分の一がエー、ビー以外の會社の役員と申しますのは、シート云ふ一つの會社でも宜しい

し、或はシートとか云ふのも宜しいのですが、要するにエーかビー

○政府委員(橋本龍伍君) 結局小さい

○片岡直君 非常な重大な影響があ

ります、ビーの役員又はエーの役員又はエイの役員又はビーの役員と申しますのは、シート云ふ一つの會社でも宜しい

し、或はシートとか云ふのも宜しいのですが、要するにエーかビー

○政府委員(橋本龍伍君) は從業員はビーの會社の役員をするこ

とは出來ない、二の場合に付きまして

○片岡直君 左様でござ

ビー、シートとして説明して戴いたらど

う云ふことになりますか

○政府委員(橋本龍伍君) は第十三條の頭にある「會社の役員又は從業員は」と云ふと詰りエー

イ會社がありまして、それから今度左の各號の一に該當する他の會社の役員

と云ふBと云ふ會社があるのであります、それで此の一號はエーとビーとが競争關係にある場合に、エーの役員又

は從業員はビーの會社の役員をするこ

とは出来ない、二の場合に付きまして

○政府委員(橋本龍伍君) 左様でござ

います、エーの會社か又はビーの會社かど

つちか一方の役員の四分の一がエー、ビー以外の會社の役員と申しますのは、シート云ふ一つの會社でも宜しい

し、或はシートとか云ふのも宜しいのですが、要するにエーかビー

○政府委員(橋本龍伍君) は從業員はビーの會社の役員をするこ

とは出来ない、二の場合に付きまして

○片岡直君 左様でござ

の役員の地位を占めてはいかぬ、斯う書いてあります、是は資本金の制限はない譯ですか、さうするとどんな小

企業でも矢張りさう云ふ會社の役員であつたらいかぬ、斯う云ふことにありますか

○政府委員(橋本龍伍君) の役員はビーの役員又は從業員は」と云ふと詰りエー

イ會社がありまして、それから今度左の各號の一に該當する他の會社の役員

と云ふBと云ふ會社があるのであります、それで此の一號はエーとビーとが競争關係にある場合に、エーの役員又

は從業員はビーの會社の役員をするこ

とは出来ない、二の場合に付きまして

○政府委員(橋本龍伍君) 左様でござ

ります、エーの會社か又はビーの會社かど

つちか一方の役員の四分の一がエー、ビー以外の會社の役員と申しますのは、シート云ふ一つの會社でも宜しい

し、或はシートとか云ふのも宜しいのですが、要するにエーかビー

○政府委員(橋本龍伍君) は從業員はビーの會社の役員をするこ

とは出来ない、二の場合に付きまして

○片岡直君 左様でござ

云ふか、自由に色々認可をしたり、或は審判する譯ですが、是が一旦決めたこ

とでも自由自在に變更が出来る云ふ風になつて居ります、ですから裁判の普通の訴訟法の原理から申しますれば、一事不再理と云ふことの原理が明瞭になつて居る譯であります、それが根本的に覆つて、裁判の根本の原理を覆すことになると思ひますが、之に付けて伺ひたい

○政府委員(橋本龍伍君) 御答へ致しましたが、自由ではないのであります、それで茲に公正取引委員會が認可の要件で

ある事實が消滅し又は變更した場合は、是は一番はつきりした例は十條の二項であります、即ち、九人の場合に申上げたら宜いと思ひますが、それが、自由ではないのであります、それ

ます、が、自由ではないのであります、それで茲に公正取引委員會が認可の要件で

ある事實が消滅し又は變更した場合は、是は一番はつきりした例は十條の二項であります、即ち、九人の場合に申上げたら宜いと思ひますが、それが、自由ではないのであります、それ

ます、が、自由ではないのであります、それで茲に公正取引委員會が認可の要件で

ある事實が消滅し又は變更した場合は、是は一番はつきりした例は十條の二項であります、即ち、九人の場合に申上げたら宜いと思ひますが、それが、自由ではないのであります、それ

ます、が、自由ではないのであります、それで茲に公正取引委員會が認可の要件で

ある事實が消滅し又は變更した場合は、是は一番はつきりした例は十條の二項であります、即ち、九人の場合に申上げたら宜いと思ひますが、それが、自由ではないのであります、それ

ます、が、自由ではないのであります、それで茲に公正取引委員會が認可の要件で

ある事實が消滅し又は變更した場合は、是は一番はつきりした例は十條の二項であります、即ち、九人の場合に申上げたら宜いと思ひますが、それが、自由ではないのであります、それ

ます、が、自由ではないのであります、それで茲に公正取引委員會が認可の要件で

ある事實が消滅し又は變更した場合は、是は一番はつきりした例は十條の二項であります、即ち、九人の場合に申上げたら宜いと思ひますが、それが、自由ではないのであります、それ

ます、が、自由ではないのであります、それで茲に公正取引委員會が認可の要件で

ある事實が消滅し又は變更した場合は、是は一番はつきりした例は十條の二項であります、即ち、九人の場合に申上げたら宜いと思ひますが、それが、自由ではないのであります、それ

○片岡直方君 それは能く分るのですが、アメリカでは是は宜いと思ふのですが、今の現状に於て公正取引委員會が是から段々練磨されて行かれたる宜いと思ふのですが、過渡期の初めに於て認可の要件である事實が變更したと認められた時審判手續で、審決を以て取消し變更すると斯う書いてあることが非常に不安の状態を起すのがやないかと、斯う云ふ風に考へます、之に對する何と申しますか、緩和の規定と云ふか、何か御考はございませぬか  
○政府委員(橋本龍伍君) 斯う云ふ風な場合には寧ろ一遍決めたら挺子でも動かさないと云ふことは、實は一般に理解されるやうになりますと、非常な不安を感じするのぢやないかと思ひますので、矢張り本法の規定が必要だと思ひます、之に付きまして萬一異議があります場合は、裁判所の手續がしてありますまして、本法の中にも公正委員會で審決がありました場合不服があれば、裁判所に訴へが出來ますし、其の訴へをします場合には裁判所の命ずる供託金を供託致しまして審決の執行を免れると云ふこともございますので、此の十六條を是非入れて置く必要があると思ひます、ちよつと速記を止めて戴きます  
○委員長(高柳賢三君) 速記を始め  
て……  
(速記中止)  
○委員長(高柳賢三君) 速記を始め  
て……

斯う云ふ風になつて、其の爲に、結局金融機關が、或は會社が自分の持つて居る株式を大部分を處分せねならぬ問題が起つて来る譯です、さう云ふ場合に、處分の方法はどう云ふ構想に依つて參つて行くものか、又其の持株會社が整理委員會であるとか、證券處理調整協議會とが云ふやうなものを作る御考であるかどうか、それから又一般に斯う云ふやうな大量の株券が出た場合には、是が消化されるかどうか、それが事業會社としては是が大量處分される場合には、株價に大きな影響があると思ひますが、之に對して政府はどう御考になつて居るか、それからちよつと最後に、一番心配して居りますのは、第三國人が之を持つてしまふと云ふこと、是は宜いとも言へますが、さう云ふ場合に其の點が非常にまあ心配なのと、それから實際問題として、大口の投資と云ふものは、例へば保險會社が事業會社の株を持つて居る、それを持つことは出來ないと云つて離して行きますと、なか／＼それがはけ口がない、非常に皆が資金調達に苦しみ、經濟界に混亂状態を來す、斯う云ふ虞れがあらうと思ひますが、之に付て承りたいと思ひます。

質に全で間十くすりやうな所がありますものですか  
と云ふやうな所がありますものですか  
ら、全面的に一應適用致すと云ふ風にしてあるのでござります、唯之に付きましては、公正取引委員會でどうせ内規を作りまして、是に云ふ場合には問題がないから即決認可と云ふやうなことで、どうせ是は地方支局を作りますけれども、そこで片附けて行く部面が非常に多くなると思ひます

○子爵梅澤通虎君 今の御説明でさう云つた場合に適宜に運用すると云ふやうな御答辯と思ひまして、私非常に結構と思ひます、それに關聯しまして、例へば「各會社の株式總數の百分の十を超えて所有することとなる場合に、は」と云ふ第十四條の規定になりますが、是なんかも實際何百萬圓とか何千萬圓の會社と、或は十萬圓の會社と、百分の十と云ふと非常に小さいのでありますから、大抵其の土地の有力者は此の會社も、此の會社も持つて居る、又さう云ふ人が持たなければ地方では事業が起らぬと云ふやうな實狀ですから、矢張り斯う云つたことも運用に依つて、地方とか或は會社の大きさとか云ふことに依つて、特殊事情をさう云ふ風な場合に御考慮を戴くかどうかと云ふ風なことに付ての御意見を伺ひたいのでござります

○政府委員(橋本龍伍君) 是はもう十分考へなければいかぬと思ふのです、それで大體は内規をはつきりさせまして、成るべく簡単に捌いて行く、斯う云ふやうに致したいと思つて居ります

○子爵梅澤通虎君 其の點は我非常に重要な問題だと思ひまして此の法文を

能く譲んで見ますと、結局アメリカの方たりで考へて居るやうなことを擱へること云ふことが、寧ろ非常に小さい所だけに是が適用せられると云ふやうな結果が起りはしないかと思ひますが、具は意見になりますから止しますが、其の次に私御伺ひ致しますことは、此の衆議院の附帶決議にもござりますけれども、認可制度に依る獨占と云ふことと付て御尋したいのです、是は認可制度の認可と云ふやうなものに關して、此の法律のどこに當嵌まるかは私ちよと存じませれども、獨占と云ふか取引制限と云ふやうな場合が起るものがあるのでございますが、之を例を擱へて御説明致しますと、例へば内地沿岸の捕鯨事業と云ふやうなものを考へますと、是は二十五隻の認可になつて居ります、其の中今それをやつて居るのが十六隻の認可を受けて居る會社と、十九隻の認可を受けて居る會社と、六隻の認可を受けて居る會社と、一隻の認可を受けて居る會社、甚れども、其の上に、例へばさう云う云ふ風にあるのです、是自體が斯くの場合に十九隻の認可を持つて居る、武は五隻、或は一隻を持つて居る場合に十九隻をフルに動かして居ない、又非常に能率の悪い船や十二三隻しか動かして居ない、是はもう此の法律精神から行くと明かな私的獨占と云ふか、さう云つたことに當振まると思ひますが、さう云つた場合はどう云ふ事になるのですか

居ります、それで唯法律の建前の問題と致しまして、只今恐らく水産統制會や何かの問題と思ひますが、要するにさう云つた風外の法令に基きまして認め可を受けて仕事をやつて居る、で國が外の人を認可しさへすれば宜いだけれども、認可しさへすれば宜いだけれども、認め可をしないで自分だけ認可をして呉れたので、極めて正當に平穩公然に仕事をして居ると、本法の私的獨占の規定で徵役三年になると云ふのは、國の法律體係として餘り話がをかしいので、矢張りさう云ふ譯には行かないでの其問題は或法令に基いて認可を受けた、さうして外の人を認め可を受けても仕方がないのだけれども、主務大臣が認可をしない、でさう云ふ場合に其の人が自然に獨占的状態になると云ふことは、矢張り一應國の法律體系として、公共の利益に反すると云ふことをちよつと言ふのは無理だと思ふ譯であります、唯それは成る程族類の保護と云ふ關係だから云つて或はの公眾の利益に合致して居るかも知れないと云ふことをいつて専門家から見て専門法の建前上問題があると云ふことがありますれば、矢張り行き方と致しましては、此の公正取引委員會に於て内閣總理大臣を經由して意見書を出して、さう云ふ所は議院に於て御審議の上、今言つたの趣旨に合ふやうに、例へば一定の條件をはつきり明定致しまして、それに合ひさへすれば必ず誰でも主務大臣が認可しなければならないと云ふ風な法律の規定に直して戴きたいと云ふなことを御願ひして、議會にやつて戴く、斯う云ふ風な筋の調整を取るのが筋であると思ひます、で衆議院の側で

もそれが大きな問題から小さな、例へば警察許可でやつて居ります所謂露店を出す場合の路面使用の許可であるとか色々な問題がある譯であります。是は全部矢張り其の法律體系を調整する問題として政府に於て考へて一案を出せ、さうすれば議會に於ても尙考へるからと云ふのが衆議院の御意見のやうであります。矢張りさう云ふ趣旨で解決をすべきものだと思つて居る次第であります。

○子爵梅澤通虎君 今の問題は能く分りましたが、其の外にも警察認可のやうな問題は私は非常に澤山あると思ひますけれども、能く御研究願ひたいと思ひます、それからもう一つ「不當な事業能力の較差」と云ふ場合に、正直な技術的な理由があつた場合の較差が生じたのは構はない、斯う云ふ御話でございましたけれども、色々の歴史的の事情に依つてさう云ふ較差が生じたけれども、さうして其の時にはそれが非常に能率的であつて、國家全體から見てさう云ふ較差は是認せられたけれども、其の後色々の事情で段々能率が襄えて來たと云ふ風な場合はどうなるのでござりますか、さう云ふ場合は矢張り技術的に見て正當な較差といつ迄も見るのでございますか、さう云ふ風な状態になつた時には不當な較差と見ても宜いでせうか

○政府委員(橋本龍伍君) 第一較差と申します時には、「その較差が左の各號の一に掲げる事由により私的獨占を行ふことができる程度に於けることが必要う」と云ふのが、先づ第一に大きさが非常に問題であります。要するに一號に相當する程度に於けることが必要

としまして今御詫のありましたやうな、詰り非常な能率の悪い事業であつて、他の事業者が新に事業を起すことを著しく困難にする程度に抑へて行くと云ふことは、經濟問題の實際としてちよつとあり得ないのぢやないかと思ひますが、萬一さう云ふことが假りにあり得たと致しまして、詰り非常な古くさい事業が尙全体を支配して居つて、優秀な新企業がどうにも出て来られないと云ふやうなことが假りにあつたと致しましたならば、ずっと昔の歴史的縁由に依つては宜かつたけれども、今は一向勉強しないで、唯獨占を行ふ程度のやうなぼろ事業をやるのがあるだけだと云ふことでありますから、是は適用があると思ひます、唯實際問題としてはちよつと場合に依つて考へられなべと思ひますけれども……

研究致して見たいと思ひます  
○伯爵王生基泰君 今の問題でござりますが、まだ是は實施されて居る譯ぢやございませんが、公團が出来る、例へば石炭とか、石油とか、さう云ふことで公團が出来ますれば、結局先刻も説明があつたやうに、法律に依つて行はれて居るから宜いと思ひますが、商工省の其他も矢張り公團的なものにしたいと言ひながら、矢張り了解を得られないで公團法は出ない、併し此の統制機關は廢めなければならぬと云ふやうな品種のものが、例へば化學工業とか、鐵とか、さう云ふ基礎産業であるのですが、斯う云ふものに對しては安定本部としてはどう云ふ處置を御執りになるのですか

○政府委員(橋本龍伍君) 公團法の出来ましたものに付きましては、全部公團法の附則に於て乗替へられ、元の統制會社と云ふものは解散しなければならないと云ふ建前でやつて居るのであります、で其の公團の出來ました殘りのものに付きましては、本法の附則の中でそれ等の措置に付ては命令で定める云ふことになりまして、尙ほも色々相談を要するのであります、大体の行き方を致しましては、矢張りものに依りましてさう云ふ統制的な仕事を廢めるだけで差支ない部分と、寧ろ清算してしまふ方を適當とするものとあるだらう思つて居ります

○伯爵王生基泰君 もう一つ伺ひますが、さう云う統制機關式のものぢやございませぬで、同業者が團体を作つて、最近の流行物として何とか協力會と云ふやうな形式のものが澤山出来つてある、例へば進駐軍の物、進駐の需

要を所謂特別資材部と關聯して納めます場合に、丸進と申しますか、丸進協力會と云ふやうなものを拵へて居ると云ふことを聞いて居るのですが、さう云ふものは當然之に引掛のぢやないか、斯う思ひますが、是は所謂政府機關でもなければ、正式のものぢやない、唯便宜上同業者同士に於て、さう云ふやうな形態でやつた方が發註官廳も樂であれば、納める方も樂であると云ふやうな立場から出來つゝある、又既に出來て居ると云ふことですが、之に付て政府はどう御考でありますか。○政府委員(橋本龍伍君) 是は其の實態を擱へぬと分りませぬけれども、御話のやうに實際の仕事をやつて居りますれば、四條、五條に當該まるやうな感じのする場合が多いと、今の御話を承りますとさう思ひますが、唯それは實際を見まして本當の親睦團體であつたりするやうなことであれば問題はないと思ひますので、具體的に内容に従ひまして、公正取引委員會で判断をしなければならない問題だと思ひます

○山地土佐太郎君　此の私的獨占の大體の趣旨は、此の條文は隨分細かい所迄出て居りますが、其の目的と云ふものは、余り大きい事業なり、それに關係して居るものを作らぬと云ふ方針で是は出て居るものでありますか、さうすると云ふと、事業の經營上につき、所謂優勝劣敗で、或は又特別な大きな金融力のやうなもの以て他のものを買収するとか、合併するとか、或は競争に於て、壓迫するとか云ふやうなことが、今迄随分行はれて來て、それで非常に大きなものが出來て、是が所謂此の頃の財閥とか云ふやうなことになつて來て、それを今がんと一つ叩いて居る所でありまするが、どうも細かい所がなか／＼此の條文は分りにくいいのですが、又はから仕事をしつゝ行つた場合に、此處に十の物があると、其の中で非常に強いものが出來て來て、それを七つ迄取つてしまつたと云ふやうな時には、之に大体抵觸して、それどうかすると、さう云ふやうな方針で此の法律を運用すると云ふ御趣旨でありますか、それをちよつと伺ひたい

○國務大臣(高瀬莊太郎君)　御答へ致します、此の法律の精神は、決して、唯大きいものを禁止すると云ふ精神ではないやうに思ひます、ですから技術のが大きくなつて、其の事業が大きいい、而もそれが能率が好いと云ふやうなことがありますれば、あの法律で取締が出来ると思ひます。

なことで、公共利益にも合致すると云ふことであれば、別に是で抵觸するところはないことはないと思へます。○山地土佐太郎君 そこですが、それで自然獨占的に行つても差支ないと云ふ結論になりますか。

○國務大臣(高瀬莊太郎君) 詰り幾つかの會社が協同しまして、さうして公共の利益を害するやうな協定を結びましたり、トラストを作つたりしてやるの獨占の弊害を防がうと云ふ、是は趣旨なんなります。さう云ふ精神で仕事をが觸占的になりますて、公共の利益を害するやうな場合は、無論是で禁止されると云ふ譯でありますけれども、さうでなくて、自然經營が非常に合理的であり、能率が良くて、事業が非常に大きくなる、はない差支がない譯であります。

○種田虎雄君 この法律の中には大分各方面に亘りまして命令に譲つてあります、此の命令を制定されます場合に、此の法案を御作りになる時に、色々な準備會が出来たさうであります。が、それと同じやうに、矢張り色々な委員會と申しますか、準備會と申しますか、さう云ふやうなものを御作りになる御方針であります。其の點を伺ひたいのであります。

○國務大臣(高瀬莊太郎君) 御答へ致します、其の點は非常にデリケートで、むつかしい問題であります、色々な關係がありまして、はつきり今申上げられないので、御心配になります。十分手は盡したいと考へて居ります。

○種田虎雄君 此の法律は大體其の目的がはつきり此處に書いてございます

けれども、大體私の考へます所では、斯う云ふ立法を作るに付きましては、相當日本の經濟事情と云ふものに付て十分の御考慮があると思ひます、先程色々法案の御説明の中にもございましてやうに、近く講和條約の締結も迫つて居るのであつて、其の準備としてと云ふやうな御言葉もありましたのですが、前提として資本主義か或程度高度に發達し、其の資本主義の民主化を圖つて行く、さう云ふ意味に於て斯う云ふ立法が必要ぢやないか、斯う云ふ風に私共は考へるのであります、從つて講和條約締結等の際に、我が國の產業の發達に付て、十分さう云ふやうな點に付て御考慮があると思ひますが、其の點に付きまして伺ひたいと思ひます。○國務大臣(高瀬莊太郎君) 御答へ致します、先程申上げましたやうな譯根據は、無論先程申しましたやうな譯で、講和條約締結との關聯もありますて、豫め之を作つて置く必要があると斯う考へた譯であります、此の法令であります、資本主義制度の經濟の上に起り易い色々の獨占的弊害がありますので、之を矯めて行かうと、是が趣旨でありますから、無論此の法令の趣旨は、資本主義を否定すると云ふやうな趣旨はない譯なんで、資本主義を活かす爲の法令と斯う私は解釋して居ります。

○我輩榮君 中小工業の組合との關係場等を十分御主張願つて、斯う云ふ法律が適用出来るやうな情勢に寧ろ御盡力を願ひたいと云ふ風に考へます。○委員長 中小工業の組合との關係をちよつと伺ひたいのですが、御承知の通り、中小工業の組合が同業組合型と協同組合型に分れて居りまして、それ等が戦争中もさうなつて居つたやうであります。が、戦争後も必ずしも協同組合の理論一本ではなく、其處に多少協同しながら或程度の統制をして行つて、中小工業者が無用の競争をして共倒れにならないやうな方法を講じ得る餘地を拵へて居る、或はさう云ふ餘地を拵へることが宜いと云ふのが戦争後の考であるやうに思ふのですが、其の中小工業者の協同組合と云ふものに對する本法の行き方と云ふものは、どう云ふ行き方になるのでありますか、伺ひたいと思ひます。

○政府委員 橋本  
○委員長 高柳  
ございませぬ  
うでございます  
論に移ります  
〔異議なし〕  
○委員長 高柳  
のと認めます  
正取引の確保を  
致します、別に  
りまするから、  
は原案通り可決  
いませぬか  
〔異議なし〕  
○委員長 高柳  
のと認めます  
○山地土佐太  
院のは是は一緒  
すか  
○委員長 高柳  
は入らない譯  
以て可決致しま  
ます

午後四時

出席者左の順  
委員 副委員  
委員

（本龍位君）十分に只今  
することに致します  
賢三君）他に御質問は  
が、別に御質疑もないや  
すから、是から直ちに討  
かが御異議ございませぬか  
し」と呼ぶ者あり」  
賢三君）御異議ないも  
私的獨占の禁止及び公  
に關する法律案を議題と  
に御發言もないやうであ  
採決を致します、本案  
決することに御異議ござ  
し」と呼ぶ者あり」  
賢三君）御異議ないも  
あります、全會一致を  
ました、是にて散會致し  
郎君　ちよつと此の衆議  
に掛けますか、切離しま  
時三十六分散會

